

西総第 25081904 号

令和 7 年 8 月 19 日

西和賀町議会議長 高 橋 雅 一 様

西和賀町長 内 記 和 彦



議会報告会の質問事項への回答について

令和 7 年 6 月 26 日付けにて依頼のありましたこのことについて、別紙のとおり回答いたします。

議会報告会の質問事項への回答

	質問内容	回 答
質問 1	三陸の「潮風トレイル」がインバウンドを中心に人気があるようだ。本町でも取り入れてはどうか。	みちのく潮風トレイルは、東日本大震災からの復興に資するため、日本の東北太平洋沿岸地域を中心に環境省が設定した「歩いて旅を楽しむための道」です。環境省を中心に関係自治体、民間団体、地域住民などの協働により運営されています。 広域ルートを考えて場合、設置の目的など近隣自治体等と共通認識を持てるかどうか、安全性の確保、歩道整備等財源の確保が課題です。現在、町を含む広域ルートとしては、岩手県が設定する広域サイクリングルートがあり広くPRされています。 町のインバウンドは、宿泊客を中心に年々増加傾向にあることから、Wi-Fi環境整備、多言語を含んだ観光広告整備への支援、案内表示の設置、観光関連事業者を対象とした翻訳アプリ活用実践講座等を開催するなど受入態勢の強化に努めている段階です。
質問 2	町のバスは大きいのではないか。あの大きいバスに対して4～5人しか乗っていないのに、なぜ大きいバスを維持しているのか。	大型バスを維持している理由は、西和賀高校生の通学利用等に対応するためです。特に最近ではJR北上線を使って通学する生徒が増加しており、朝の登校時には、大型バス1台には乗り切れず、その他にスクールバスも配車して対応している状況です。
質問 3	オンデマンド予約は、予約の仕方が複雑で、高齢者は不安がある。また、予約したことを忘れることもあるのではないかと思う。そういったことへの対応は検討され	AI オンデマンドバスの利用者登録や予約のしかたなどについては、これまでも様々な機会を通じて周知に努めてきており、直近では、広報西和賀8月号で詳しい利用方法などを紹介していま

	ているのだろうか。	す。ご不明な点などは、担当の役場企画財政課（84-3284）までお気軽にお問い合わせください。
質問 4	誰も手を入れられない農地が増えている。 町としては将来的にどういう構想があるのか。	農業の担い手として位置付けられる農家及び農業法人等に対して、作業効率の良い農地の集積を進めることと、国及び県より示される農業政策に基づき、本町において持続可能な農業政策及び基盤の構築に努めて参ります。
質問 5	住宅など、新しいものを建てる事業はあるようだが、空き家など、ある物を利用することは考えないのか。沢内方面を含めた町全体を見てほしい。	空き家等の利活用については、既に「空家活用促進事業補助金」や「空家改修費助成事業補助金」の制度があり、これまで沢内方面を含めて利用実績があります。今後もこれらの制度の周知を図りながら、空き家等の有効活用に努めてまいります。
質問 6	各地区の協議会長はただの役場の連絡係なのか。地域の要望をくみ取り伝える役割にする必要があるのではないか。地域づくり組織代表者会議などは、協議会からの意見が出るような場にするべきではないか。	地域づくり組織と町は「地域づくり組織条例」により、自主的かつ活力ある地域づくりの進展を図るため「地域づくり組織と西和賀町との協働に関する協定」を締結し、これにより町は地域づくり組織が取り組む地域の課題解決や住民間の交流など地域づくり組織の活動を支援しています。 こうしたことから、地域づくり組織の代表者には地域のリーダーとして地域をまとめながら地域課題の把握や地域内における話し合いの促進を期待しているところです。 地域づくり組織と町が協働して地域づくりに取り組むため、情報交換及び協議の場として、地域づくり組織連絡会議を開催しており、事前に取りまとめた地域要望に対する回答のほか、町から地域課題の解決に向けた施策等の提案を行いながら協働を進める場として位置付けています。

質問 7	各地域組織と集落支援員のかかわりをどう考えているか。もっと関係付けられるといいと感じるが、今のままの集落支援員では、そこまで担ってもらうのは難しいのではないか。研修の体制などはどうなっているのか。	町では令和4年度から旧小学校区単位に1名ずつ集落支援員を配置しており、集落支援員は「集落支援員設置要綱」に基づき、集落のあり方に関する話し合いの促進や地域づくり組織や地域住民、地区集会所等に関連する団体や個人の連携に関する活動等を業務として日々の活動に取り組んでいます。 日々の業務については、総務課の担当者から毎朝のオンラインミーティング及び月2回の対面ミーティングを通じて指示を行っており、研修としては国や県で行われる地域づくり研修等に出席させているほか、これまでに支援員自らが活動の参考となる自治体を選定し視察を行うことで先進事例に学びながら、日々の活動に取り入れているところです。 支援員の体制については、来年度に第3次西和賀町総合計画の策定を迎えるタイミングでもあることから、地域づくり組織等の意見も参考としながら、持続可能な地域づくり活動に向けた支援のため体制の形を検討をしていく必要があると捉えています。
質問 8	町で誘致し、何百人も働いて糧としてきた企業の後片付けは、町として今後どうしようとしているのか。地主、建物の持ち主等様々な事情があると思うが、黙ってそのままに置いてよいのだろうか。	建物等に係る適正管理に関しては、事業所、店舗、住居に関わらず所有者が責任を持って対応すべきものです。 事業廃止後に維持管理がなされていない場合は、法令・条例に基づき行政指導を行うこととなります。
質問 9	公民館の維持経費は地区でということだが、町の補助金が年々減って維持が困難である。利用人数が減ったからとのことだったが、利用記録簿の人数が5人未満だとカウントにならないという行政のカウント方法はいかが	町は地域づくり組織に対して、地域づくり活動や集会所の運営等に活用できる「地域づくり組織一括交付金」により支援を行っています。一括交付金は行政区の世帯数や地区集会所の施設数等に基づき算定を行っておりますが、令和7年度から地区集会所の

なものか。蛍光灯などの工事や建物補修改修などは地域負担になるのか。旧地区公民館は大きく、地区で実際使うのは建物の一部に限られているので、維持管理（改修や解体も）について地区と行政の役割の検討が必要だと感じる。

活動支援相当分のみ集会所の活動実績に応じた計算方法に変更を行って入り、計算方法は下記のとおりとなります。

1. 一括交付金年度の前々年度の使用記録表に記載されたデータを基に集会所ごとの交付額を計算
2. 下記の使用は対象としない
 - (1) 営利を追求する組織・団体による使用
 - (2) 宗教活動、政治活動及び選挙活動に類する私用
 - (3) 使用者が2名以下の使用
 - (4) 開始から終了までが30分以内の使用
 - (5) 集会所の建物を使わない屋外の使用
 - (6) 選挙のための投票所等の使用
3. 上記の使用を除いた集会等について、使用回ごとに次のうちの大きい方の額を計算し、その合計額を基に交付
 - (1) 使用一回あたり2,000円
 - (2) 使用人数に200円を乗じた額
4. 集会所ごとの「集会所活動分」の交付額と前年度の交付額との増減額が、前年度の交付額の10%以内になるように調整して交付

地区集会所については地域づくり組織と西和賀町との協働に関する協定」に基づき町から地域づくり組織に無償で貸し出しをしており、集会所の維持管理に要する費用は地域づくり組織の負担としておりますが、光熱水費や消耗品等は一括交付金を充当できることとしております。

また、旧地区公民館は建物も大きく、建物の全部を地域づくり

		組織が維持管理することは負担も大きいことから、建物の一部を貸し出すことで負担を軽減する措置も取り入れているところです。
質問 10	町の「拠点施設」の整備について現状はどうなっているのか。地区住民への説明が十分ではないのではないのか。	将来的に道の駅登録を目指している「複合拠点施設」の整備について、現在、基本構想と基本計画の策定作業を行っているところです。併せて、整備候補地の絞り込みを行っており、関係機関との調整を経たうえで、地区住民の皆様に計画の概要をお示ししていきたいと考えております。 なお、当該計画に関し現状でお話しできることは、5～6月にかけて各行政区で実施した住民懇談会において説明させていただきました。
質問 11	獣害対策で、鳥獣の目撃や被害を報告するシステムについて、以前議会で話題になっていたと思うが、その後の進展はあるか。	町の公式 LINE を活用した鳥獣の目撃及び被害状況の確認が出来るシステムの構築について、近隣市町村の運用状況の確認及び、本町の公式 LINE 担当課との協議を進めております。
質問 12	ひかり放送の音質が悪く良く聞こえない。	担当課（町民課）では、端末が鳴らなくなった、雑音が入る、ボリューム調整がきかないなど、端末が不調の場合は修理や交換など個別に対応しています。まずは、担当課までご相談ください。 ※質問者の情報を議会からご提供いただければ、担当課から連絡して状況を確認し対応します。